

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第16回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成20年11月17日（月）13：30～15：10

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）永尾広久，仲家暢彦（委員長），南部義広，西村重雄

（庶務）今坂総務課長，三井総務課課長補佐

（説明者）平田事務局長

4 欠席者

（委員）坂本雅子

5 議題

(1) 平成21年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

(2) 裁判官指名候補者に関する情報受付の周知依頼文書の内容について

(3) 情報収集の周知依頼文書を送付する際の返信用封筒の同封について

(4) 新61期司法修習生の判事補任官希望者について

(5) 福岡地域委員会議事要旨の裁判所ホームページへの掲載について（報告）

6 審議資料（添付省略）

46 平成21年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報

7 協議

(1) 平成21年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

庶務から，福岡地域委員会の依頼に基づき提出された審議資料46の情報8件（情報1から情報8）について，情報の概略等の報告を行った上で，以下のとおり協議が行われた。

寄せられたいずれの情報も、弁護士個人から提出期限内に提出されており、情報の内容について検討した結果、これらすべての情報を指名諮問委員会に報告することとされた。

なお、上記各情報の検討において、次のとおりの意見が述べられた。

- ・ 昨年は、弁護士からの情報提供では、期限に遅れて提出されたものが多かったが、今年はいずれの情報も期限内に提出されており、良いことだと思う。今後も期限を守って提出していただきたいと思う。

ある指名候補者に対し、ネガティブ情報が提出されているが、同人に対するポジティブ情報も寄せられている。このように両方の意見が出ることにより、より公正な審議ができるものと思われ、良いことであると思う。やはりポジティブ情報も単なる参考情報ではなく、正式情報として指名諮問委員会に送付することは意味があることであると改めて思った。

- ・ 第14回の当地域委員会において、ポジティブ情報も正式情報として指名諮問委員会に送るということになっているようで、これを覆すというつもりではないが、この点について一言意見を述べたい。

重点審議者以外の指名候補者に対して、地域委員会で収集する情報は、理論的にいえば、やはりネガティブ情報だけではないかと考える。

裁判官の再任の手續については、重点審議者とされた者以外は、10年間の所長の評価の蓄積に基づいて、再任することについては問題がないと判断された者であり、その意味では当該裁判官に対するポジティブ情報は必要ない。ここで必要とされている情報は、いわばその情報ひとつでレッドカードになるというネガティブ情報である。

当地域委員会の第2回委員会の議事要旨に添付された審議資料5は平成15年8月1日付けの指名諮問委員会庶務が作成した、指名の適否について審議する手順及び方法に関する説明文書だが、これによると、重点審議者については指名諮問委員会の要請に従い地域委員会は「情報を収集する」とされ

ているが、重点審議者以外の指名候補者に対しては「特段の情報」を収集するとなっており、明らかに使い分けている。

つまり、問題とされていない指名候補者については、特別に再任を否とするような情報があれば、それを提供していただくということであり、情報が提供されればその価値を審議することになると思われる。したがって、重点審議者以外の指名候補者については、やはりネガティブ情報を収集するというのが基本であると考える。

- ・ ただいまの見解には、納得できない。地域委員会で情報を収集する際に、重点審議者とそれ以外の指名候補者に分けているというのはそうだが、以前、全国のいずれかの地域委員会で、弁護士から特定の指名候補者に対し、相当の数の情報が寄せられ、結果として当該指名候補者が重点審議者となったという例があると聞いたことがある。当初は重点審議者でなくても、その後に重点審議者になるということがあるのなら、情報の取り方について、格別に重点審議者に対する場合とそれ以外の場合に振り分けて収集をすることはいいかがか、疑問に思う。

また、ポジティブ情報が「特段の情報」ではないといってしまうまでもだが、今回もそうだが、ネガティブ情報として提供される情報の数が少なく、このように提供されたネガティブ情報は氷山の一角である可能性もあり、どこかでネガティブ情報が出てくるかもしれない。今回、ネガティブ情報として提供された指名候補者に対しては、同時にポジティブ情報もいくつか提供されており、両方の意見があることは意義があることだと考えるので、「特段の情報」がネガティブ情報だけであると決めつけるのはどうかと思う。

- ・ 地域委員会に提出された情報によって指名候補者が重点審議者となることがあり得るのは当然であるが、そのような契機となるのは、ネガティブ情報だけである。やはり重点審議者以外の指名候補者について必要な情報は、ネガティブ情報であり、しかもその情報だけで再任を否とするような、一発レ

ッドカードというような情報であって、仮に当該指名候補者に対していくつかのポジティブ情報が提供されたとしても、そのようなネガティブ情報と相殺されるようなものではないと思われる。

- ・ ネガティブ情報にしてもポジティブ情報にしても多くの情報が提供され、それに基づいて審議されるのであれば、より手続は公正さが保たれるのではないかと思う。

(2) 裁判官指名候補者に関する情報受付の周知依頼文書の内容について

弁護士会及び検察庁に対して、指名候補者に関する情報受付の周知依頼を行う際の依頼文書の文面について、以下の2点について提案がされ、検討されたが、いずれも結論に至らず、次回以降の継続案件とされた。

なお、これらの提案に対しては、次のとおりの意見がなされた。

ア 裁判官指名候補者に関する情報受付の周知依頼文書中に「裁判官指名候補者名簿の氏名等は、個人のプライバシーに関する情報といえますので、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に、情報管理に十分御留意いただくよう御配慮をお願いします。」という文言を削除するという提案について

- ・ 仙台地域委員会の周知依頼文書には、当地域委員会の周知依頼文書に記載されているような上記の文言は記載されていないことが分かった。

私は、この名簿については、生年月日の記載を除いては、裁判官の氏名、所属、期等は特段プライバシーに関する情報とは認識しておらず、前回の委員会においても、この文言を削除してはどうかとの意見を述べていたが、本日、参考資料として配布されている他の地域委員会の周知依頼文書の文面を見ると、名古屋地域委員会のみが、指名候補者名簿の取扱いに関する注意喚起が記載されているが、当委員会のような「氏名等は、個人のプライバシーに関する情報といえます」等の記載はなく、その他の地域委員会については、同名簿の取扱いに関する記載自体がない状況である。

このような状況も踏まえ、本日の委員会で、改めてこの文言の削除につ

いて検討していただきたい。

- ・ 前回の委員会でも述べたが、少なくとも名簿に記載され、再任を希望しているという事実自体がプライバシーに関する情報といえるのではないか。
- ・ この問題については、当委員会の第1回議事要旨の中にも触れられており、その8頁に「弁護士、裁判官を問わず、任官を希望した者は、氏名及び任官を希望したことなどの一定程度のプライバシーは放棄したと理解せざるを得ないのではないか」との意見が記載されているが、裁判官指名候補者名簿に記載されている情報としては、生年月日以外はプライバシーに関する情報ではないのではないかと考える。

再任を希望しているという事実にしても、公の立場に立つ者に課される制約として、そのような情報は保護すべきプライバシーに関する情報ではないと考える。

- ・ 第1回地域委員会では、10年間の任期が終了し、再任を希望しているということが分かるのであり、大切な情報なので、取扱いには留意するよう注意喚起すべきだという議論だったと思われる。その後、平成17年9月の第7回地域委員会において、「再任（判事任命）を希望していること自体が」という文言が削除され、現在の文言になった。ただし、再任を希望している事実がプライバシーに関する情報かどうかと問われると、分かりかねる。
- ・ 私は、この手続の透明性をもっと持たせるために、裁判官指名候補者名簿を裁判所のホームページに掲載して、国民に明らかにし、国民からも情報を提供していただいてもいいのではないかと考えている。
- ・ 一般的に、多くの人にこの問題を尋ねてみたら、意見は分かれると思う。裁判官は、議員とか政治家と同じように、国民の意思に直接関わる存在なのか、それとも全く普通の人間の集まりなのかよく分からないが、今発言

されたように、裁判官を国民が選んでしかるべき存在であるという考えならば、指名候補者の名簿をホームページに掲載するというような考えは出てくるであろうし、そういう時代になっているのかもしれない。しかし、実際のシステムはそのような政治的な任命ということにはなっていないと思われる。国民が直接関わるというのは裁判官の独立の問題も出てくるであろう。

- ・ 弁護士や検察官に限らず、広く裁判官に関する情報があれば、各裁判所の総務課が窓口となっており、裁判官の評価情報を寄せてもらっている。所長は寄せられた情報の内容を見て、それをどのように取り扱うかを判断する。先程の意見のように、国民の意見を反映するという意味では、この窓口がある。

一方で、裁判官の再任に関する適否の情報については、指名諮問委員会で審議するということになっており、これについては弁護士と検察官に情報を提供してもらおうというシステムになっている。

- ・ 裁判官の再任に関する情報はオープンにしてよいのではないか。
- ・ 再任を希望しているかどうかというのは、一方ではプライバシーに関する情報ではないかという問題もあろうが、そういう時代でもないのかもしれない。重点審議者が誰かを明らかにすることは相当ではないが、指名諮問委員会が再任希望をしている裁判官指名候補者の名簿を裁判所のホームページに掲載するといった時代が来るのかもしれない。
- ・ 市民からは日常的に情報を提供していただき、再任候補者については10年置きに弁護士や検察官から情報を提供していただくというのが、システムとしてはよいのではないか。
- ・ 個人情報保護という観点からはどのように考えるべきなのか。

この点につき説明者から、次のとおり説明がされた。

行政機関が保有している個人情報については、「行政機関の保有する個

個人情報の保護に関する法律」が定められており，裁判所が保有する個人情報の取扱いに関しては，直接的にはこの法律の適用はないものの，その趣旨を踏まえて，裁判所内部の通達の定めにより運用されている。

平成18年3月17日付け最高裁判所事務総長依命通達では，まず個人情報の定義として，「生存する個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。」とされており，この個人識別情報という意味では，「誰々という裁判官が，どここの裁判所に所属している。」ということ自体，個人情報であり，当該裁判官が再任期であるとか，再任を希望していることも個人情報であると考えられる。もちろん，同通達においても，特別の理由があるときには，例外的に保有個人情報を提供することができる」とされており，裁判官指名候補者名簿の内容を検察官及び弁護士に提供しなければ，依頼を受けた検察官や弁護士も情報提供の行いようがないので，保有個人情報を提供することができる場合に当たると思われるが，そのような場合には，同年同日付けの最高裁判所事務総長通達「下級裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の適切な管理について」において，「保有個人情報を提供する場合には，保有個人情報の提供を受ける者に対し，安全確保の措置を要求する。」旨の定めがある。

したがって，これらの通達に基づけば，裁判官指名候補者名簿を提供する際には，安全確保の措置を要求すべきということになるのであって，当地域委員会のこれまでの取扱いはこれに則って注意喚起をしたものと解され，そのことは，意味がなかったとはいえないと思われる。

- イ 情報受付の周知依頼文書中に「積極・消極いずれの意見でもいいので，多くの意見を寄せて欲しい」旨の文言を盛り込むという提案について
- ・ もっと積極的な呼びかけ文書の内容にしていきたい。現在の文書の書式では，いかにも官僚的で冷たい感じがする。どんな意見でもよいので，積

極的に意見を出して欲しい旨呼びかけるのが良いと考える。

- 具体的にどのような言葉を入れるかについては、よく詰めて考えてはいないが、「この手続は司法に対する信頼を得るための重要な手続である」というような指名諮問委員会の制度趣旨を入れていただきたいし、情報を積極的に提出してもらえるように促していただきたい。
- 最近の裁判官は、印象としては、問題がある裁判官は少ないと思われるし、実際の裁判の中で問題があれば、それなりに怒りもあるだろうが、そのようなこともあまりないのかもしれない。ただし、意見があっても出していないということもあるのではないか。そうすると、提出していただく意見の程度の問題にもなり、先程の議論のように「特段の意見」とは何かということになるが、いくつかの意見が出れば意味があるのではないか。
- やはり、収集すべき情報は基本的にネガティブ情報であるというべきである。そうすると提出される情報が限られるのはやむを得ないことである。

また、検察官や弁護士は専門家であり、そのような情報に接すれば、情報を提供すべき義務があるのだから、「特段の情報」があれば出してくださいということでもよく、今のままでよいのではないか。
- 検察官や弁護士は専門家であるので、周知依頼文書に、それ程懇切丁寧に記載する必要はないと思われる。
- まだ、弁護士に対して、この制度の趣旨が徹底していないのではないかとこのような議論はあるのかもしれない。そこの認識の違いがあるのではないか。まだ、具体的な制度内容を理解していない弁護士を啓蒙するという事では、制度趣旨を記載する意味はあるのかもしれない。
- 先程の例で、特定の裁判官に多くの意見が提出され、当該裁判官が重点審議者になったというようなことを多くの弁護士が知れば、また変わってくるのかもしれない。弁護士会の側ではそのようなことは活字に書いて出せない部分もある。その意味で周知依頼文書に制度趣旨を書いていただいてはどう

か。

- ・ 弁護士が制度趣旨を知らないということであれば、絶対にそのような記載がいないとは言わないが、ただし、その場合に記載するとすれば、「積極・消極いずれの意見でもよいから」というようなことではなく、「特段の意見」ということになるであろう。
- ・ 他の地域委員会には、この提案のような文言を記載している地域委員会はない。「積極・消極意見いずれでもいいから意見をください。」ということになると、逆に指名諮問委員会の趣旨について誤解を受けるかもしれない。

(3) 情報収集の周知依頼文書を送付する際の返信用封筒の同封について

前回（第15回）委員会で継続審議となったが、前回の意見も踏まえて協議した結果、返信用封筒を同封すべきという委員が1名、同封する必要はなく従前どおりの取扱いでよいという委員が3名となり、この結果、今後の情報収集の周知依頼文書の送付については従前どおりとし、返信用封筒を同封するという取扱いはしないこととされた。

なお、この提案に対しては、前回委員会で出された意見に加え、次のとおりの意見があった。

- ・ 提案の趣旨に特に付け加えることはないが、今回8通（裁判官指名候補者の延べ数にして9件）の情報提供はあったものの、数としてはまだまだ少ないと思う。もっと情報を提出してもらえるように工夫する必要があると思われる。
- ・ 工夫は必要だと思われるが、返信用封筒を同封することでどれだけの情報が増えるのか関連性に疑問がある。裁判官の身分や資格に関わる情報を提供するのであり、封筒を付けるだけで増えるのか。
- ・ 返信用封筒を準備すること自体が大変だと思う。相当の数の封筒を印刷しなければならないであろうし、その手間を考えると封筒を準備する必要はないと思われる。

(4) 新61期司法修習生判事補任官希望者について

庶務から、次のとおり説明を行い、各委員の了承を得た。

新61期司法修習生の判事補任官希望者については、11月12日付けで指名諮問委員会から地域委員会地域委員長宛の通知文書により、福岡高裁管内の候補者名簿及びその履歴書、参考として全国の候補者名簿が送付されている。通知文書によると、これらの候補者に関しては、12月19日に予定されている指名諮問委員会で審議・答申される予定となっており、福岡高裁管内の指名候補者については、当地域委員会で特に情報収集を行う必要はないが、指名の適否に関する特段の情報が寄せられた場合は、それを指名諮問委員会に報告することになる。

(5) 福岡地域委員会議事要旨の裁判所ホームページへの掲載について（報告）

福岡県弁護士会所属の弁護士から、当地域委員長に宛てに、文書にて、当地域委員会議事要旨が裁判所ホームページに掲載されるまでの時間がかかりすぎるとの指摘がなされた件について、庶務から次のとおり報告及び説明があった。

福岡県弁護士会の弁護士から、9月18日に開催された当地域委員会議事要旨が10月15日の時点で、福岡高裁ホームページに掲載されておらず、この議事要旨を読んだ上で、指名候補者に関する情報提供を行おうと考えていたので、残念である。速やかな掲載をお願いしたいという旨の指摘を受けた。

議事要旨のホームページ掲載までの事務の流れについては、地域委員会終了後、原案の作成、出席委員の原案の確認、原案の修正及び最終的な委員長のチェックという手順を踏んでおり、地域委員会における議事要旨の内容確定までに、少なくとも2週間ないし3週間の日数を要する。

次に確定した議事要旨を、裁判所内部のウェブ閲覧文書として掲載するまでに、高裁及び最高裁での決裁やホームページを管理している委託業者への

依頼等，事務的な手続に2週間程度の日数を要する。

そのため，地域委員会議事要旨の裁判所ホームページへの掲載には，少なくとも5週間程度の期間を要する。

なお，当委員会の前回（第15回）委員会の議事要旨は委員会終了から40日後の10月28日にホームページに掲載されており，指名諮問委員会及び福岡以外の地域委員会においてもほぼ同様の日数を要してホームページに掲載されているような状況である。

このような状況ではあるが，国民へのサービス等を考えると委員会終了後，速やかにその内容がホームページに掲載されることが望ましいということはいうまでもなく，今後，庶務としては，これまで以上に速やかに議事要旨案を作成し，一日でも早くホームページに掲載されるよう努力していきたい。

8 次回期日

次回の福岡地域委員会の期日は，追って指定されることとなった。